

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

エイチ・エス証券株式会社

代表者 代表取締役社長 澤田 秀雄

(証券コード：8699 大証ヘラクレス)

問合せ責任者 執行役員管理本部長 黒田 達也

TEL：03-4560-0200 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は本日開催された取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役及び従業員

3. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1 株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数

の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

また、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）附則第 6 条第 1 項の規定の基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ② 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整

により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成26年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の発行時において当社の取締役又は社員であった新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使できるものとする。
- ③ そのほかの権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。資本金等増加限度額から
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権について当社はこれを無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(注) 平成18年6月28日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

尚、当社新株予約権発行及び割当の内容については、同定時株主総会以降に開催される、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上